

8－1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	課				税		控 除				課 税 実 数	免 税		
	一 般 税 率 適 用		特 例 税 率 適 用		計		酒税法 〔 第30条第1項、 第2項及び第3項 〕		災 害 減 免 法 〔第7条第1項〕			未納税移出	輸出免税	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額		数 量	数 量	
清 酒	kL 6,596	千円 652,617	kL 0	千円 0	kL 6,596	千円 652,617	kL 55	千円 5,535	kL -	千円 -	kL 6,535	千円 647,084	kL 5,850	kL 504
合 成 清 酒	X	X	-	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
単 式 蒸 留 焼 酎	517	129,458	-	-	517	129,458	0	272	-	-	517	129,187	141	3
み り ん	74	1,487	-	-	74	1,487	1	24	-	-	73	1,463	10	-
ビ ー ル	548	99,122			548	99,122	4	563	-	-	544	98,561	4	5
果 実 酒	49	3,507	2	225	51	3,732	0	17	-	-	50	3,717	0	0
甘 味 果 実 酒	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
ブ ラ ン デ ー	0	52	-	-	0	52	0	2	-	-	0	50	0	0
原 料 用 アル コ ー ル	X	X	-	-	X	X	X	X	-	-	X	X	X	X
発 泡 酒	269	48,034			269	48,034	4	770	-	-	264	47,264	4	0
そ の 他 の 醸 造 酒	35	3,502	-	-	35	3,502	5	566	-	-	31	2,935	15	0
ス ピ リ ッ ツ	15	6,936	1,273	101,876	1,288	108,812	0	460	-	-	1,288	108,352	34	24
リ キ ュ ー ル	748	101,680	6,957	556,551	7,706	658,233	16	1,598	-	-	7,689	656,634	140	178
粉 末 酒 ・ 雑 酒	0	40	-	-	0	40	0	4	-	-	0	36	-	-
軽 減 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 145,318	-	-
合 計	9,200	1,099,484	8,233	658,744	17,436	1,758,232	X	X	X	X	17,239	1,542,072	6,263	723

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製造場から移出された酒類等について、令和7年4月30日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

「軽減額」とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）（以下「令和5年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第87条（以下「措置法」という。）の規定による軽減額であり、令和5年改正法附則第54条、第55条又は第63条の規定による軽減額は、各品目の税額に含んでいる。

（注） 1 「特例税率適用」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。
2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
3 税関分は含まない。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円
令 和 2 年 度	6,540	668,903	X	X	X	X	34,887	7,353,988	29,944	3,404,997	72,775	11,711,068
令 和 3 年 度	6,392	628,537	X	X	X	X	37,313	7,454,338	31,267	3,597,921	76,290	11,955,977
令 和 4 年 度	6,820	669,903	X	X	X	X	32,350	6,454,941	24,834	2,725,044	65,251	10,103,292
令 和 5 年 度	6,624	615,883	X	X	X	X	513	83,832	10,386	755,869	18,532	1,654,066
令 和 6 年 度	6,535	647,084	X	X	X	X	544	98,561	9,310	763,071	17,239	1,542,072

(注) 1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。
2 令和6年度の各品目の税額について、令和5年改正法による措置法第87条の規定の適用を受ける酒類は、同法第87条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の「計」の税額については、同法第87条の規定を適用(145,318千円)した金額である。

(3) 都道府県別課税状況

県 名	清 酒		合 成 清 酒		連 続 式 蒸 留 焼 酎		単 式 蒸 留 焼 酎		み り ん		ビ ー ル		県 名
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
徳 島 県 計	kL 353	千円 34,461	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL 74	千円 1,487	kL X	千円 X	徳 島 県 計
香 川 県 計	826	82,557	-	-	-	-	X	X	X	X	148	26,761	香 川 県 計
愛 媛 県 計	1,219	121,525	-	-	-	-	55	14,839	X	X	266	48,237	愛 媛 県 計
高 知 県 計	4,137	408,541	-	-	X	X	403	101,173	X	X	X	X	高 知 県 計
総 計	6,535	647,084	X	X	X	X	517	129,187	73	1,463	544	98,561	総 計

県 名	果 実 酒		甘 味 果 実 酒		ウ イ ス キ ー		ブ ラ ン デ ー		原 料 用 アル コ ー ル		発 泡 酒		県 名
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
徳 島 県 計	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL 33	千円 5,804	徳 島 県 計
香 川 県 計	16	1,106	X	X	-	-	X	X	-	-	56	10,104	香 川 県 計
愛 媛 県 計	X	X	-	-	X	X	X	X	X	X	97	17,383	愛 媛 県 計
高 知 県 計	20	1,490	-	-	X	X	X	X	-	-	78	13,973	高 知 県 計
総 計	50	3,717	X	X	X	X	0	50	X	X	264	47,264	総 計

県 名	そ の 他 の 醸 造 酒		ス ピ リ ッ ツ		リ キ ュ ー ル		粉 末 酒 ・ 雑 酒		軽 減 額		合 計		県 名
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
徳 島 県 計	kL 6	千円 636	kL 6	千円 1,079	kL 335	千円 56,996	kL 0	千円 22	kL -	千円 △ 15,417	kL 1,271	千円 159,065	徳 島 県 計
香 川 県 計	1	126	2	489	32	2,927	0	14	-	△ 22,571	1,095	104,676	香 川 県 計
愛 媛 県 計	4	366	1,272	102,722	7,045	568,249	-	-	-	△ 39,770	9,869	775,299	愛 媛 県 計
高 知 県 計	20	1,807	8	4,062	277	28,462	-	-	-	△ 67,560	5,004	503,032	高 知 県 計
総 計	31	2,935	1,288	108,352	7,689	656,634	0	36	-	△ 145,318	17,239	1,542,072	総 計

8－2 製成数量

(1) 製成数量

区 分	製 成 数 量 等					手持数量 〔 令和7年3月 31日現在 〕
	製 成	アルコール等 混和	焼酎の 品目別アルコール 分等変更	用途変更等	計	
	①	②	③	④	〔 ①＋②＋ ③－④ 〕	
清 酒	kl (5,589)	kl	kl	kl	kl (5,589)	kl (5,259)
	6,254	3		130	6,126	6,200
合 成 清 酒	X				X	X
	X	－		X	X	X
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	－	X	X	X	X
単 式 蒸 留 焼 酎	X	－	X	621	510	1,912
み り ん	X	－		X	X	X
ビ ー ル	620	－		3	617	52
果 実 酒	78	－		7	71	107
甘 味 果 実 酒	X	－		X	X	X
ウ イ ス キ ー	5	－		1	3	44
ブ ラ ン デ ー	1	－		0	1	10
発 泡 酒	X	－		X	308	39
そ の 他 の 醸 造 酒	34	－		2	31	28
原 料 用 ア ル コ ー ル ・ ス ピ リ ッ ツ	1,349	－		17	1,331	168
リ キ ュ ー ル	7,898	－		289	7,607	943
粉 末 酒 ・ 雑 酒	0	－		－	0	2
合 計	17,461	3	693	1,242	16,915	9,672

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

(注) 1 犯則分は含まない。
2 () 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。
3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連 続 式 蒸 留 焼 酎	単 式 蒸 留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー ・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原 料 用 アル コ ー ル ・ ス ピ リ ッ ツ	リ キ ュ ー ル	粉 末 酒 ・ 雑 酒	合 計
令 和 2 年 度	5,004	X	X	649	96	34,910	X	X	11,840	28	148	17,882	0	71,253
令 和 3 年 度	4,934	X	X	618	87	37,348	X	X	11,345	29	573	19,792	0	75,426
令 和 4 年 度	5,807	X	X	553	X	32,423	X	X	8,316	37	31	16,592	0	64,452
令 和 5 年 度	6,078	X	X	494	91	593	X	X	219	34	49	7,394	0	15,260
令 和 6 年 度	6,126	X	X	510	X	617	X	4	308	31	1,331	7,607	0	16,915